

令和２年度 技術力向上講習会

よりよき工事施工のために (工事成績評定要領の改正)

和歌山県 検査・技術支援課

総括検査員 佐藤 広明

和歌山県県土整備部工事成績評定要領の一部改正について

１ 改正の概要

- (１) 共通特記仕様書「第９自治会等への説明について(２)」に反したときは、文書注意の－８点とする項目の追加
- (２) 共通特記仕様書「第８労働基準監督署から書面による指導を受けた場合の対応について」の不履行時は、その他の項目において－３点とする項目の改正
- (３) ＩＣＴを活用した工事を評価するための評価項目の改正及び追加
- (４) 維持修繕工事等規模に比して地元調整の手間がかかる工事を評価するための評価項目の追加

２ 適用開始時期

- (１) (２) は、令和２年１月１日以降に入札公告を行った工事に適用
- (３) (４) は、令和２年８月１日以降に入札公告を行った工事に適用

(参考)

工事成績評定要領は、和歌山県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081600/hyoutei/d00154488.html>

(1) (2) 共通特記仕様書の改定に伴う工事成績評定の改正内容

工事成績評定要領 別紙5④ 7.法令遵守等(担当課長等)

評価内容	点数
☐ 1. 入札参加資格停止3ヶ月以上	— 20点
☐ 2. 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	— 15点
☐ 3. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	— 13点
☐ 4. 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	— 10点
☐ 5. 文書注意	— 8点
☐ 6. 口頭注意	— 5点
☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、 口頭注意以上の処分が行われなかった場合。	— 3点
☐ 8. その他 (理由:)	— 点
☐ 9. 項目該当なし	

① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の違反事例で上表の評価があった場合に適用する。
② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注企業の現場従事職員及び当該工事にあたって下請負人として契約し、それを履行するために当該工事現場に従事する者に限定する。
④ 総合評価落札方式により契約を行った工事で、標準型の場合は技術提案による施工方法等の不履行時、簡易型の場合は技術提案による施工計画等の不履行時、特別簡易型の場合は技術提案の不履行時は、最大で文書注意の-8点とする。
⑤ 土木工事共通仕様書(1-1-2-15 河川に関わる公共工事の適正な執行)の不履行時は、文書注意の-8点とする。
⑥ 共通特記仕様書(第9 自治会等への説明)について(2)に記したときは、文書注意の-8点とする。
⑦ 共通特記仕様書(第8 労働基準監督署から書面による指導を受けた場合の対応について)の不履行時は、その他の項目において-3点とする。

【上記で評価する場合の違反事例】

- 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
- 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 関係人に属する労働条件に問題が及び送達された。
- 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 当該工事関係者が職域等により逮捕または公訴された。
- 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送達された。
- 労働基準法に違反する事実が判明し、送達された。
- 監督又は検査の実施を、不当な圧力がかかるなどにより拒否した。
- 下請代金を前日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど、下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 過渡期等の道路交通違反により、逮捕または送達等された。
- 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業者等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員の労働時間等の監督等を行っている事実が判明した。
- 安全管理が不適切であったことから死者等を生じさせた工事関係者事故又は重大な被害を与えた公衆災害事故を起こした。
- 受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した。(受注者の指定した一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出された場合を除く)

※工事請負契約書第7条の2

2

(1) (2) 共通特記仕様書の改定に伴う工事成績評定の改正内容

共通特記仕様書(抜粋)

第8 労働基準監督署から書面による指導を受けた場合の対応について

労働基準監督署からは正勧告等の書面による指導を受けた場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。

第9 自治会等への説明について

- 工事着手時における自治会等に対する説明が必要な場合は発注者のみで行うため、監督員の求めがあった場合、着手時期や施工順序などの必要な情報を提供すること。
- 受注者は、自治会等に対して工事の施工を前提とした金品の提供を行わないこと。ここでいう工事の施工を前提とした金品の提供は、当該地区で工事を施工するからという理由で行う寄付や協力金等の提供であり自治会等からの要請の有無を問わない。ただし、毎年祭り等へ受注者が実施している寄付や、工事箇所近接する住民等に儀礼の品を配布することを対象としない。
- 上記(1)、(2)に関して、発注機関の事務職及び技術職の副部長等が受注者の相談窓口となるので、疑義が生じたときは事前に相談すること。

3

(3) ICTを活用した工事に係る工事成績評定の改正内容

工事成績評定要領 別紙4⑥ 5. 創意工夫 I. 創意工夫 (監督員)

【施工】

- ☐ 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫
- ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫
- ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫
- ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫
- ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫
- ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫
- ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫
- ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫
- ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫
- ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮橋脚、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫
- ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫
- ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫
- ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫
- ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫
- ☐ 情報化施工技術(一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る)を活用した工事
——(使用原則化工事を除く) ※本項目は2点の加点とする
- ☐ ICT活用工事の加点として「和歌山県県土整備におけるICT活用工事実施要領」に基づき、起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事(電子納品のみは除く) ※本項目は1点の加点とする
- ☐ ICT活用工事の加点として「和歌山県県土整備におけるICT活用工事実施要領」に基づき、起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。 ※本項目は2点の加点とする。 ※ICT活用による加点は最大2点の加点とする
- ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事
- ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事
- ☐ 県内開発建設技術を使用した工事 ※本項目は2点の加点とする
- ☐ 週休2日の取り組みを行い、4週8休以上を確保した

4

(4) 維持修繕工事等規模に比して地元調整の手間がかかる工事に係る工事成績評定の改正内容

工事成績評定要領 別紙5② 4. 工事特性 I. 施工状況への対応 (担当課長等)

■都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4. 地盤の改良、忌避構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工期制に大きな影響を受ける工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7. 国道などの交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8. 事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10. その他 理由: _____ ※上記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とする	(4) について ・使用中の鉄道又は道路と交差する構造などの工事 ・市街地等の密集区域等での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 (5) について ・ガス管、水道管、電線等の埋設物の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事 ・その他各種制約があり、施工に特に厳しい制約を受けた工事 (6) について ・市街地での夜間工事 ・DID地区での工事 (7) について ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事 ・併用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・工事期間中の大半がわたって、交通規制を行うための規制標識の設置撤去を日々行った工事 (8) について ・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工により早期の完成が求められる工事 (9) について ・作業現場が広範囲に分布している工事 (10) について ・施工エリアの広さや高さに制約があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事
■厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11. 特別な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨、風、雪、気温、波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 河川沿川の崩壊や地盤沈下による交通遮断などの工事 ☐ 14. 地盤条件等の自然環境の安全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 ☐ 16. その他 理由: _____ ※上記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とする	(11) について ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 ・支持地盤の形状が複雑なため、深部杭基礎等に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを計画に照らす必要がある工事 (12) について ・溜水又は河川内域内のため、設計費で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ・溜水穴を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業機台等を設置した工事 (13) について ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業機台や作業道の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く) ・斜面又は急峻な地盤下での工事のため、土質に併った地盤改良対策等の安全対策を必要とした工事 ・土石流出防止に指定された区域内における工事 (14) について ・ミズリ等の猛風などの貴重な観測物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15) について ・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 (16) について ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 ・その他、災害等における環境の保護の妨げに配慮すべき事項が認められる工事

5

主な改正の内容

工事成績評定要領 別紙6㉔(1) 3. 出来形及び出来ばえ II. 品質 (検査員)

新	旧
●評価項目 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおりに配置され、正常に作動することが確認できる。 ☐ 設備の取扱説明書を適切に作成していることが確認できる。 ☐ 機器の配置が点検しやすいことが確認できる。 ☐ 設備の構造や機器の配置について、交換頻度の高い部品等の交換作業が容易にできることが確認できる。	●評価項目 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおりに配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 ☐ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫されていることが確認できる。 ☐ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫されていることが確認できる。

工事成績評定要領 別紙6㉔(2) 3. 出来形及び出来ばえ II. 品質 (検査員)

新	旧
●評価項目 ☐ 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 ☐ 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。	●評価項目 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。

以 上